

市役所エレベーター更新工事のお知らせ

10月22日(月)より、市役所エレベーターの使用を休止させていただきます。

市役所本庁舎では、ご来庁いただく皆様の安心、安全を確保するため、耐震性能を向上させた新型エレベーターへの更新工事を実施します。

今後、既存エレベーターの撤去や昇降路の改修、新型エレベーターの設置作業などのため、左記の期間、エレベーターの使用を休止させていただきます。

工事期間中、市役所へお越しの皆様には、大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、階段のご利用が困難な場合には、ご用件のある課の職員が応対に向かいますので、1階の総合案内までお申し付けください。



エレベーター休止期間

平成30年10月22日(月)から平成30年12月28日(金)まで

※工事の進捗状況により日程が前後することがあります。

【お問い合わせ先】

市総務課管財担当(市役所3階)

☎32・2123 / FAX33・3253

Mail: kanzai@city.komatsushima-tokushima.jp

住宅改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で自己負担分50万円を超える下記の改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。改修工事完了後3か月以内に税務課固定資産税担当まで申請してください。

※各改修工事ごとに要件があります。

耐震改修工事



改修した翌年度分の固定資産税が2分の1減額(認定長期優良住宅の場合は3分の2減額)されます。(1戸あたり120㎡相当分まで)

【主な要件】

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②平成32年3月31日までに改修工事が完了した住宅

省エネ改修工事



改修した翌年度分の固定資産税が3分の1減額(認定長期優良住宅の場合は3分の2減額)されます。(1戸あたり120㎡相当分まで)

【主な要件】

- ①平成20年1月1日以前に建築された住宅
- ②平成32年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の面積が50㎡以上280㎡以下の住宅
- ④居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ⑤これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅

バリアフリー改修工事



改修した翌年度分の固定資産税額が3分の1減額(1戸あたり100㎡相当分まで)されます。

【主な要件】

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅
- ②平成32年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の面積が50㎡以上280㎡以下の住宅
- ④65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの方が居住
- ⑤居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ⑥これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅

【お問い合わせ・申請先】

市税務課固定資産税担当(市役所1階)

☎32・2115 / FAX33・3401

Mail: koteishisanzei@city.komatsushima-tokushima.jp